

奈良県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和三年八月二十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
中西 隆之	なかにし鍼灸整骨院 磯城郡田原本町大字小阪九六 ―三	令和三年六月一日
米田 好明	米田接骨院 北葛城郡広陵町大字南一〇六 ―二	令和三年六月三十日